

令和4年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会 ～参考資料一覧②～

- | | |
|---|---|
| 1. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
対応表……………P 1 | 9. 生命（いのち）の安全教育について……………P 3 2 |
| 2. 道徳教育アーカイブについて……………P 1 6 | 10. 消費者教育について……………P 3 8 |
| 3. 「今、求められる力を高める総合的な学習の
時間の展開」（指導の手引き）について
……………P 1 7 | 11. 生徒指導提要の改訂について……………P 4 4 |
| 4. 主権者教育に関する副教材等について……………P 1 8 | 12. 公立学校における働き方改革の推進
について……………P 4 6 |
| 5. 「薬害」を学ぶための教育について……………P 2 0 | 13. 部活動の地域移行と地域スポーツ・
文化芸術環境の整備について……………P 4 7 |
| 7. 性同一性障害等に係る児童生徒への支援に
ついて……………P 2 1 | 14. 外国語教育の改善と免許法認定講習の
開設等専門人材育成・確保事業について…P 5 7 |
| 8. ハンセン病に関する教育について……………P 2 6 | 15. 「初等教育資料」について……………P 6 0 |
| | 16. 「中等教育資料」について……………P 6 2 |



①特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

大学名	
学部・学科等名	
特別支援教育領域	

【第1欄】<特別支援教育の基礎理論に関する科目>

ページ	科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
	特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		

【第2欄】<特別支援教育領域に関する科目>

ページ	科目	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
視覚障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
聴覚障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
知的障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
肢体不自由	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
病弱	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

【第3欄】<免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目>

ページ	科目	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
発達障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
重複障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
視覚障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
聴覚障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
知的障害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
肢体不自由	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
病弱	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

①特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

作成例

大学名	〇〇大学
学部・学科等名	●●学部△△学科
特別支援教育領域	知的障害者・肢体不自由者・病弱者

【第1欄】<特別支援教育の基礎理論に関する科目>

ページ	科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
2	特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	特別支援教育総論	障害者教育論

【第2欄】<特別支援教育領域に関する科目>

ページ	科目	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
	視覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
	聴覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
3	知的障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	知的障害者教育論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	知的障害者教育論	
4	肢体不自由 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	肢体不自由者教育論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	肢体不自由者教育論	
5	病弱 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	病弱者教育論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	病弱者教育論	

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

【第3欄】<免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目>

ページ	科目	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
6	発達障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	発達障害者教育論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	発達障害者教育論	
7	重複障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	重複障害児教育論	重複障害児教育課程論
8	視覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者教育総論	視覚障害者の心理・生理・病理
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		視覚障害者教育論
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		視覚障害者教育論
9	聴覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者教育総論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	聴覚障害者教育総論	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	聴覚障害者教育総論	
	知的障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
	肢体不自由 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
	病弱 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

【特別支援教育の基礎理論に関する科目】

○特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標： 特別支援教育の理念とは何か、また、障害のある幼児、児童又は生徒の学校教育に関する歴史や思想において、特別支援教育の基本的な考え方がどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの特別支援教育及び特別支援学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

(1)特別支援教育の理念

一般目標： 特別支援教育の理念と特別支援学校に関する制度との相互の関係を理解する。

到達目標： 1) 特別支援教育制度の成立と障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育への展開を理解している。
2) 特別支援教育制度における特別支援学校が有する機能・役割を理解している。

(2)特別支援教育の歴史

一般目標： 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、現代に至るまでの特別支援教育の基本的な考え方及び特別支援学校の変遷を理解する。

到達目標： 1) 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、特別支援教育制度の成立と展開を理解している。
2) 現代社会における特別支援学校における教育課題を歴史や障害者施策の視点から理解している。

(3)特別支援教育の思想

一般目標： 特別支援教育の思想と特別支援教育の理念や実際の特別支援学校の教育との関わりを理解する。

到達目標： 1) 障害のある幼児、児童又は生徒に関わる教育の思想を理解している。
2) 特別支援学校や学習に関わる教育の思想を理解している。

○特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

全体目標： 現代の特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。

(1-1)特別支援教育に関する社会的事項

一般目標： 社会の状況を理解し、その変化が特別支援学校の教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校を巡る近年の様々な状況の変化及び子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
2) 近年の特別支援教育政策の動向を理解している。

(1-2)特別支援教育に関する制度的事項

一般目標： 特別支援学校の公教育制度を構成している教育関係法規を理解するとともに、そこに関連する特別支援学校教育要領・学習指導要領が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校の目的及び教育目標と国が定めた教育課程の基準との相互関係を理解している。
2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領の性格及びそこに規定する自立活動や知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの基礎的な考え方を理解している。

(1-3)特別支援教育に関する経営的事項

一般目標： 特別支援学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校の目的や教育目標を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえた学級経営の基本的な考え方を理解している。
3) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

特別支援教育の基礎理論に関する科目	項目	理念・歴史・思想			社会的・制度的・経営的		
		(1)	(2)	(3)	(1-1)	(1-2)	(1-3)
授業科目名（シラバスのページ番号）及び授業回	到達目標 /授業回						

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【視覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)視覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

- 到達目標: 1) 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
 2) 観察や検査を通して、見え方に困難のある幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(視覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(視覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(視覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く、*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等に必要で確かな概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするために、聴覚、触覚及び保有する視覚を活用した具体的な学習活動について理解している。
 2) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、環境を整えることを通じて空間や時間の概念を養い、見直しをもって意欲的な学習活動を展開することを理解している。
 3) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、幼児、児童又は生徒が効率的に学習に取り組むため、使用する文字を系統的に習得することができるよう指導を工夫したり、指導内容を精選したりする基本的な考え方について理解している。
 4) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、主体的な学習ができるようにするために、視覚補助具やICT及び触覚教材、拡大教材及び音声教材の活用について理解している。
 5) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるように、授業改善の視点を身に付けている。

視覚障害者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理	教育課程		指導法
			(1)	(2)	
授業科目名	単位数	到達目標/授業回	(1)	(2)	(1)
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回					

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【聴覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の間こえや言語発達の状態等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

- (1)聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標: 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の間こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握するとともに、家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。
- 到達目標: 1) 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して聴覚障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の間こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解している。
3) 家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(聴覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1)教育課程の編成の意義
- 一般目標: 特別支援学校(聴覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標: 幼児、児童又は生徒の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(聴覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標: 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

- (1)各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標: 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標: 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な聴覚の活用や音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法を適切に選択・活用することについて理解している。
2) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な言語概念の形成を回り、体験的な活動を通して、思考力や表現力を育成することについて理解している。
3) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要な学習環境の整備とICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることとともに、授業改善の視点を身に付けている。

聴覚障害者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理		教育課程		指導法	
		(1)	(1)	(2)	(1)		
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回	授業科目名						
	単位数						
	到達目標/授業回						

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

【知的障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 知的障害のある幼児、児童又は生徒の知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

- (1)知的障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標: 知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。
- 到達目標: 1) 知的発達の違い及び適応行動の困難さの要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して知的障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —教育課程—

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(知的障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1)教育課程の編成の意義
- 一般目標: 特別支援学校(知的障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標: 幼児、児童又は生徒の知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、特別支援学校(知的障害)の教育実践並びに各学部や各段階のつながりを踏まえた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標: 1) 特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりから理解している。
2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
3) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
4) 児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組織することの意義について理解している。
5) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
6) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —指導法—

全体目標: 知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- (1)各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標: 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標: 1) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、日常生活や社会生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、具体的な指導内容で指導することについて理解している。
2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、学習活動への意欲を育てるために、学習に見通しをもてるよう環境を整え、一人一人が集団活動における役割を遂行して充実感や達成感を得られるような工夫を行うことを理解している。
3) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要なICT及び興味や関心に着目した教材・教具の活用について理解している。
4) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるように、授業改善の視点を身に付けている。

知的障害者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理		教育課程		指導法	
		(1)	(1)	(2)	(1)		
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回	授業科目名						
	単位数						
	到達目標						
	授業回						

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【肢体不自由者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の起因疾患となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1) 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

到達目標: 1) 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や関係機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(肢体不自由)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1) 教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(肢体不自由)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(肢体不自由)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1) 各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要な体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を的確に図ることについて理解している。
2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫することについて理解している。
3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることと、授業改善の視点を身に付けている。

肢体不自由者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理		教育課程		指導法	
		(1)	(1)	(2)	(1)		
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回	授業科目名						
	単位数						
	到達目標/授業回						

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【病弱者(身体虚弱者を含む)に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病氣や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

(1)病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣(身体疾患や精神疾患)や心身の不調状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病氣や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

- 到達目標: 1) 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣(身体疾患や精神疾患)や心身の不調状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
 2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病氣や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(病弱)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(病弱)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(病弱)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。
 2) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。
 3) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の变换や適切な休養の確保に留意することについて理解している。
 4) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることとともに、授業改善の視点を身に付けている。

病弱者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理		教育課程		指導法	
		(1)	(1)	(2)	(1)		
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回	授業科目名						
	単位数						
	到達目標/授業回						

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【発達障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 発達障害のある幼児、児童又は生徒の脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態及び感覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)発達障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

到達目標: 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解している。
2) 観察や検査を通して、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー教育課程ー

全体目標: 特別支援学校のセンター的機能を果たすために幼稚園教育要領及び小学校、中学校又は高等学校の学習指導要領を基準として、発達障害の幼児、児童又は生徒に対する教育課程について、その意義や編成の方法、カリキュラム・マネジメントについて理解するとともに、センター的機能の発揮に資する教職の在り方を理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 通常の学級の教育課程を基盤として、通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程が有する意義を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

到達目標: 1) 通常の学級の教育課程を基盤として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために特別の教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

到達目標: 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習指導要領に基づく通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程の編成を理解している。
2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成とその取扱いについて理解している。
3) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー指導法ー

全体目標: 発達障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

*以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標: 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、きめ細やかな指導や支援ができるようにするため、各教科等の指導において生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し指導することの重要性を理解している。
2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るため、ICTや適切な教材・教具の活用及び学習環境の整備について理解している。
3) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することを理解し、授業改善の視点を身に付けている。

		心理、生理、 病理	教育課程		指導法
発達障害者に関する教育の領域	項目	(1)	(1)	(2)	(1)
	到達目標 / 授業回				
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回					

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【重複障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

到達目標: 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。

2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

重複障害者に関する教育の領域	項目 到達目標 /授業回	心理 生理 病理	教育課程		指導法
			(1)		
			1)	2)	
授業科目名（シラバスのページ番号）、単位数及び授業回					

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【視覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)視覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

- 到達目標： 1) 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
 2) 観察や検査を通して、見え方に困難のある幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(視覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校(視覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(視覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

- 到達目標： 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標： 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

*以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標： 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等に必要的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするために、聴覚、触覚及び保有する視覚を活用した具体的な学習活動について理解している。
 2) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、環境を整えることを通して空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開することを理解している。
 3) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、幼児、児童又は生徒が効率的に学習に取り組むため、使用する文字を系統的に習得することができるよう指導を工夫したり、指導内容を精選したりする基本的な考え方について理解している。
 4) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、主体的な学習ができるようにするために、視覚補助具やICT及び触覚教材、拡大教材及び音声教材の活用について理解している。
 5) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成できるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

視覚障害者に関する教育の領域	授業科目名	単位数	項目 到達目標 /授業回	心理、生理、 病理	教育課程		指導法
				(1)	(1)	(2)	(1)
授業科目名 (シラバスの ページ番号) 、単位数 及び授業回							

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【聴覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の間こえや言語発達の状態等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の間こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握するとともに、家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

到達目標： 1) 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して聴覚障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の間こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解している。
3) 家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(聴覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校(聴覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(聴覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標： 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標： 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標： 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な聴覚の活用や音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法を適切に選択・活用することについて理解している。
2) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な言語概念の形成を図り、体験的な活動を通して、思考力や表現力を育成することについて理解している。
3) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要な学習環境の整備とICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

聴覚障害者に関する教育の領域	授業科目名	単位数	項目 到達目標 /授業回	心理、生理、 病理	教育課程		指導法
				(1)	(1)	(2)	(1)
聴覚障害者に関する教育の領域	特別支援学校(聴覚障害)	特別支援学校(聴覚障害)	特別支援学校(聴覚障害)				

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

<第3欄科目>

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

【知的障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 知的障害のある幼児、児童又は生徒の知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

- (1)知的障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標： 知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。
- 到達目標： 1) 知的発達の遅れ及び適応行動の困難さの要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して知的障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —教育課程—

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(知的障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1)教育課程の編成の意義
- 一般目標： 特別支援学校(知的障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標： 幼児、児童又は生徒の知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、特別支援学校(知的障害)の教育実践並びに各学部や各段階のつながりを踏まえた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標： 1) 特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりの観点から理解している。
2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
3) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
4) 児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組織することの意義について理解している。
5) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
6) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —指導法—

全体目標： 知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- (1)各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標： 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標： 1) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、日常生活や社会生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、具体的な指導内容で指導することについて理解している。
2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、学習活動への意欲を育てるために、学習に見通しをもてるよう環境を整え、一人一人が集団活動における役割を遂行して充実感や達成感を得られるような工夫を行うことを理解している。
3) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、各教科等の指導の効果高めるために必要なICT及び興味や関心に着目した教材・教具の活用について理解している。
4) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることと、授業改善の視点を身に付けている。

知的障害者に関する教育の領域	授業科目名	単位数	項目 到達目標 授業回数	心理、生理、病理	教育課程		指導法
				(1)	(1)	(2)	(1)
授業科目名（シラバスのページ番号）、単位数及び授業回数							

*一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【肢体不自由者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の起因疾患となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

- (1) 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標： 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。
- 到達目標： 1) 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
 2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(肢体不自由)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1) 教育課程の編成の意義
- 一般目標： 特別支援学校(肢体不自由)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標： 幼児、児童又は生徒の肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(肢体不自由)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標： 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標： 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

- (1) 各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標： 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標： 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要な体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を的確に図ることについて理解している。
 2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫することについて理解している。
 3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
 4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることも、授業改善の視点を身に付けている。

				心理、生理、 病理	教育課程		指導法
肢体不自由者に関する教育の領域		項目		(1)	(1)	(2)	(1)
授業科目名	単位数	到達目標 /授業回					
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回							

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【病弱者(身体虚弱者を含む)に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病弱等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病弱や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

(1)病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病弱(身体疾患や精神疾患)や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病弱や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

到達目標: 1) 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病弱(身体疾患や精神疾患)や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。

2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病弱や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。

3) 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(病弱)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(病弱)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(病弱)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標: 1) 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。

2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。

3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。

4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

*以下、「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標: 1) 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。

2) 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。

3) 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の変換や適切な休養の確保に留意することについて理解している。

4) 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるように、授業改善の視点を身に付けている。

病弱者に関する教育の領域		項目		心理、生理、病理	教育課程		指導法
		授業科目名	単位数	(1)	(1)	(2)	(1)
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回	到達目標						
	授業回						
	到達目標						
	授業回						
	到達目標						
	授業回						
	到達目標						
	授業回						
	到達目標						
	授業回						
	到達目標						
	授業回						
	到達目標						
	授業回						
	到達目標						
	授業回						
	到達目標						
	授業回						

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。



道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



● 授業映像 ●



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

● 工夫事例(指導演) ●

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導演)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

● いじめ防止を扱う実践事例 ●

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

● 道徳教育を知るための資料 ●

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

● 授業で使える郷土教材 ●

教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等が作成した地域の特色ある教材を紹介。



● 教育委員会作成指導演 ●

各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導演や実践資料集等を掲載。



● 文部科学省作成資料 ●

「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。



「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」(指導の手引き)



文部科学省

総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開
令和3年3月
文部科学省

目次	1
はじめに	4
○今、求められる資質・能力	4
○総合的な学習の時間で「児童、教師、地域が変わる!」	9
○「主体的・対話的で深い学び」を実現する総合的な学習の時間	13
第1編 総合的な学習の時間において求められる授業改善	15
第1章 総合的な学習の時間の成果と探究的な学習の過程の充実	16
第2章 充実した総合的な学習の時間を実現するための学習指導	19
第1節 学習指導の基本的な考え方	19
1. 学習過程を探究的にすること	19
2. 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること	20
第2節 探究的な学習の指導のポイント	24
1. 課題の設定	24
2. 情報の収集	30
3. 整理・分析	40
4. まとめ・表現	48
【コラム】総合的な学習の時間におけるプログラミングの充実	55
【コラム】総合的な学習の時間における情報手段の基本的な操作スキルの習得	56
【コラム】総合的な学習の時間における「考えるための技法」の活用	57
第2編 総合的な学習の時間とカリキュラム・マネジメント	59
第1章 カリキュラム・マネジメントの充実	60
第2章 全体計画の作成	61
第1節 全体計画の基本的な考え方	61
1. 全体計画の概要	61
2. 全体計画の中心となる三要素	63
3. 三要素を明確にすることの価値	63
第2節 全体計画作成の進め方	64
1. 学校教育目標を基盤とする	65
2. 各学校において定める目標を設定する	65
3. 目標を実現するにふさわしい探究課題	66
4. 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力	68
第3節 全体計画の具体例	75
第3章 年間指導計画の作成	78
第1節 年間指導計画の基本的な考え方	78
1. 年間指導計画とその構成要素	78
2. 年間指導計画における時数配当の考え方	78

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編) (令和3年3月)

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開
令和4年3月
文部科学省

3. 年間指導計画における単元配列の考え方	87
第2節 年間指導計画作成上の留意点と具体例	90
1. 生徒の学習経験に配慮すること	91
2. 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと	92
3. 各教科等の関連を明らかにすること	92
4. 外部の教育資源の活用及び異校種の連携や交流を意図すること	95
第4章 単元計画の作成	97
第1節 単元計画の基本的な考え方	97
1. 単元計画作成の手順	97
2. 単元計画としての学習指導案	100
第2節 単元計画作成の具体的な手順	101
1. 全体計画・年間指導計画を踏まえる	101
2. 三つの視点から生徒の姿を思い描く	103
3. 探究的な学習として単元が展開するイメージを思い描く	105
4. 単元計画を具体的に書き表す	106
第5章 総合的な学習の時間の評価	114
第1節 生徒の学習状況の評価	114
1. 学習評価の基本的な考え方	114
2. 全体計画に示した「学習の評価」の具体化	116
3. 評価の観点の設定	116
4. 学習状況の評価の手順	116
5. 多様な評価の方法	118
第2節 教育課程の評価	121
1. 教育課程の評価の基本的な考え方	121
2. 教育課程の評価項目・指標等の検討	121
3. 教育課程の改善と外部への説明	122
第6章 総合的な学習の時間を支えるための体制づくり	123
第1節 体制整備の視点と校長のリーダーシップ	123
1. 求められる校長のリーダーシップ	123
2. 体制整備の4つの視点	124
第2節 組織整備の実践事例	125
1. 指導体制と運営体制の整備	125
2. 校内研修等の充実	133
【コラム】総合的な学習の時間を進める中で教師が育つ—OJITの中で高められる教師としての専門性—	135
第3節 授業時数の確保と弾力的な運用の実践例	136
【コラム】休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて	138
第4節 学習環境の整備の実践事例	139
1. 学習空間の確保	139
2. 教室内の学習環境の整備	140
3. 学校図書館の整備	142
第5節 外部との連携の構築の実践事例	144
(参考資料) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成	147

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校編) (令和4年3月)

- 本書では、総合的な学習の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な学習の時間を推進するための体制づくりなどについてわかりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げています。
- ニーズに応じてご活用いただけるよう、電子データを文部科学省ホームページで公開しています。
- 冊子版をご入用の場合には、下記より購入することもできます。
(株式会社アイフィス HP: <https://www.ifys.co.jp/> 価格: 1,650円(税込))



政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材：全ての国・公・私立高校生（第1学年）等に配布】

〈第一部：解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み（公示から開票までの流れ、投票方法等）
- ・選挙の意義（選挙と政策決定過程（政治の仕組み）、年代別投票率と政策等）
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部：実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

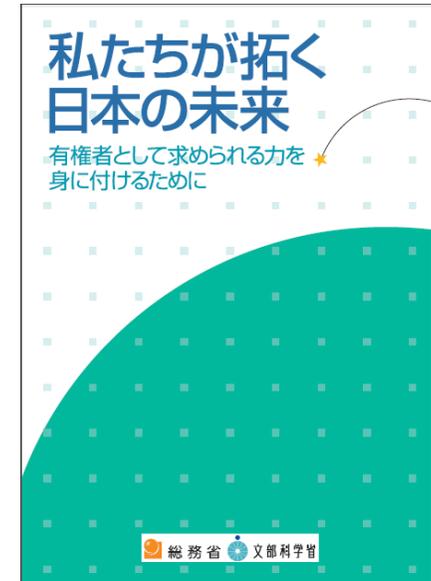
- ・話し合いやディベート（地域課題）の手法
- ・模擬選挙や模擬請願、模擬議会 等

〈第三部：参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ&A
- ・学校における政治的中立の確保（教育基本法等） 等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点（教育基本法、公選法等）を追記。
（全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布）



政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html



「薬害」を学ぶための教育の充実

- ◆ 「高等学校学習指導要領（平成21年告示）解説公民編」においては、現代社会及び政治・経済の中で、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」においては、公共及び政治・経済の中で薬害問題などを扱うこととされているため、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を全高等学校に配布しています。
また、中学校でも社会科（公民的分野）等で、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を厚生労働省HPを通じてご活用いただくことが可能です。
- ◆ 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、全国薬害被害者団体連絡協議会から講師を派遣していただき、薬害被害者やご家族の方の声を直接伺う機会を設けることが可能です。

薬害を学ぶための教材

- **薬害教育教材「薬害を学ぼう」**を令和4年度から**全高等学校に配布**しています。
（令和3年度までは全中学校に配布してきました。）
- 関連する**教師用の指導の手引き**や**視聴覚教材、事例集**も配布しています。
- 上記の薬害教育教材、視聴覚教材、教員用の指導の手引き、事例集等は下記の厚生労働省HPに公開しています。ダウンロードも可能ですのでご活用ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>



講師派遣

- **全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。
詳細は下記の専用メールアドレスからお問い合わせください。
- ※薬害被害の歴史や薬害の再発防止への思い等を被害者やご家族の立場からお話いただくことが可能です。

全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス：yakuhiren.lecturer@gmail.com

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に関する取組の経緯

平成15年

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の成立（平成16年7月施行）

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

○「性同一性障害に関する教育相談等」があったとして、606件の報告。
※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答頂いた件数。

平成27年

通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

○性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項を通知。

平成28年

教職員向けパンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」

平成29年

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂

令和4年

「生徒指導提要」の改訂

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成27年4月30日児童生徒課長通知)

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

「性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、**個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応**を行うこと。」

- 学校における支援体制 ⇒ **「サポートチーム」の設置**による対応、**情報共有に当たっては留意した対応**することが必要
- 医療機関との連携
- 学校生活の各場面での支援 ⇒ **先入観をもたず、その時々**の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要
- 当事者である児童生徒の保護者との関係 ⇒ **保護者と十分話し合い、可能な支援**を行う
- 教育委員会等による支援 ⇒ **人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭、管理職、学校医、SC等への研修**が必要

以上の内容は、**画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要**がある。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、**いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台**となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、**性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通**するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、**学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていく**ことが望まれること。このため、**まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎む**ことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを**一方的に否定したり揶揄したりしない**こと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、**まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要**であること。

パンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月)

○ 教職員の理解促進のため、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を網羅した上で、Q&Aを追加したパンフレットを作成。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、
児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について
(教職員向け)

文部科学省

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知) 等に係るQ & A

Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。

性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い減ずることも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。

Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。

既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれていました。

学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれていました。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当医の担当者との連携を図ることも考えられます。

Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。

「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に意見を求める際に開催する会議を想定しています。

Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。

通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることに留意が必要です。

7

【参考】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

「生徒指導提要」の改訂

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）**等について網羅的にまとめたもの**（平成22年3月作成）。



改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要**が作成されて以降、**10年以上が経過**。
- 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、**提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化**。
- 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※」において生徒指導提要の改訂を検討**（右記QR）。

※座長：八並光俊東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長：新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授



12.5 「性的マイノリティ」に関する課題と対応

- 学級・HRにおいては、いかなるいじめや差別も許さない適切な生徒指導、人権教育を推進し、**悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者**となるよう努める。
- 自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、**相談しやすい環境を整えるとともに、教職員自身が理解を深めることも重要**。
- 教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要。本人や保護者に十分な説明・相談や理解を得る働きかけが求められる。

【関係機関との連携】

➤ 保護者との連携

- 保護者がその子の性同一性に関する悩みや不安を受容している場合は、緊密に連携して支援を進めることが必要であり、そうでない場合でも、十分に話し合い、支援する必要。

➤ 医療機関との連携

- 医療機関による診断や助言を通じて学校が専門的知見を得るとともに、教職員や児童生徒、保護者への説明材料として活用**。
- 連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則だが、個人情報に関連しない範囲での助言も有効。

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

LGBTに関する研修資料・自治体の事例等

(独) 教職員支援機構 校内研修シリーズ No87 :

学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち

宝塚大学看護学部 日高庸晴教授から、性的指向、性自認を表すLGBTに関する基本的な知識や行政動向について解説するとともに、全国調査の結果に基づき、いじめ被害等との関連にも触れながら、LGBTの児童生徒に対する関わり方等について解説

(<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>)

<自治体の取組例>

○埼玉県

・新たな人権課題に対応した指導の一環として、「性の多様性を考えよう」を題材とする高等学校のホームルーム活動の指導案を作成。 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/sexualminority.html>)

○鳥取県

・教職員用の指導参考資料「誰もが自分らしく輝くために～多様な性の在り方と人権～」を作成。

同資料では、性的マイノリティに関する現状や配慮すべき事項とともに、小学校下学年～高校生までの発達段階に応じた学習指導事例を掲載。 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1200818.htm>)

ハンセン病に関する教育の実施について

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(抄)

(令和元年7月12日閣議決定)

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

(略)

ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。

(略)

確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々^が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

○ 厚生労働省では、文部科学省と協力し、ハンセン病を正しく理解するためのパンフレット『ハンセン病の向こう側』を作成し、毎年全国の中学校等へ配布している。

○ ハンセン病を正しく理解することにより、ハンセン病に対する差別や偏見を解消し、ハンセン病患者・元患者等の名誉を回復することを目的としている。

・パンフレットの概要

- ① ハンセン病の悲しい歴史
- ② ハンセン病と人権について考える
- ③ ハンセン病問題から学ぶべきこと
- ④ ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える
- ⑤ ハンセン病をもっと知ろう

・このほか、厚生労働省ホームページにおいて、指導者用パンフレット「ハンセン病を正しく伝えるために」を掲載（パンフレットと合わせて全中学校等へ配布）<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



- 令和3年8月16日付けで、初めて、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を発出し、ハンセン病に関する教育の更なる取組を推進。
- 令和4年度も、各学校の参考となる資料等をさらに充実させ、3省連名通知を7月22日付で発出。

ハンセン病に関する教育の実施について

ハンセン病に関する施設・資料等

(1) 関係施設

○国立ハンセン病資料館 (URL <http://www.hansen-dis.jp/>)

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料を展示。写真パネル・DVDの貸出実施。

○重監房資料館 (URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>)

かつてハンセン病患者の懲罰施設は、通称「重監房」と呼ばれ、遺構に残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示。DVDの貸出も実施。

○国立ハンセン病療養所 (URL https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html)

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等を実施。

(2) 資料等

○人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

【啓発動画掲載URL】 https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto

【活用の手引き等掲載URL】 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

○「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」 (URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載。

○人権ライブラリー (URL <http://www.jinken-library.jp/>)

(公財)人権教育啓発推進センターが運営。およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル等を所蔵。閲覧・貸出を実施。

○人権チャンネル (URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>)

ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像を公開。

(3) ウェブサイト

○厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

○文部科学省(「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245.htm

○法務省(ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

ハンセン病に関する講義動画について

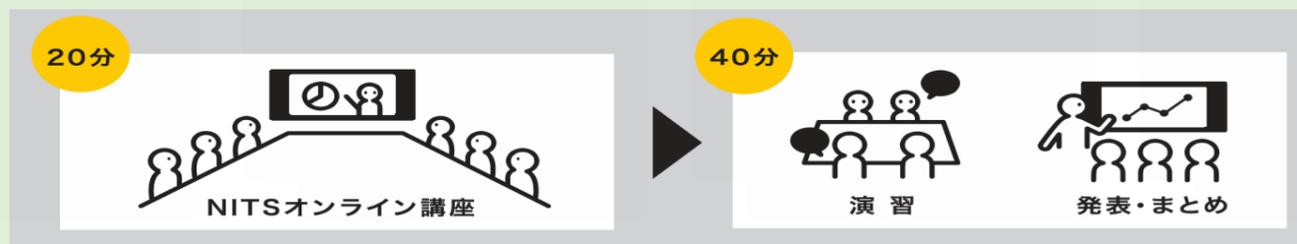
(独) 教職員支援機構が、全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるような目的で作成している約20分の講義動画「校内研修シリーズ」において、ハンセン病に関する講義動画の配信を令和3年12月6日付けで開始。

<動画の内容>

- ◆動画の内容：ハンセン病問題学習に当たっての視点、ハンセン病問題を巡る経緯、ハンセン病に関する授業実施の紹介 等
- ◆講義動画タイトル：ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つーハンセン病問題から学び、伝えるー
- ◆講義者：^{えいしん}盈進中学高等学校 校長 ^{のぶかずとし}延和聡
- ◆講義動画リンク先：<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>

校内研修で活用する場合の例

<60分の校内研修の場合> 研修の冒頭20分で講義動画を視聴し、それを踏まえた演習を行う流れが可能です。



検討の背景と経緯

- ▶ 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、ハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として、文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を文部科学省内に設置。
（座長：文部科学大臣政務官、事務局長：総合教育政策局長、構成員：初等中等教育局長、高等教育局長）
- ▶ 有識者ヒアリングを含む会議（9回）と関係施設の視察（6箇所）等を行い検討を進めた。

第1回（令和元年10月29日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置について
- ・熊本ハンセン病家族訴訟について
- ・文部科学省におけるハンセン病に関する教育の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング
梅野正信 上越教育大学理事兼副学長

第2回（令和元年11月13日）

- ・学校教育に関する現状の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
小泉ひとみ 東村山市立萩山小学校校長
太田元 東村山市立東村山第三中学校統括校長
井上貴雅 東村山市教育委員会教育部次長（学校教育担当）
鈴木賢次 東村山市教育委員会統括指導主事

第3回（令和元年11月28日）

- ・ハンセン病補償法、問題基本法改正法について
- ・登米市立新田中学校の視察について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（社会教育、高等教育）
飯開輝久雄 合志市教育委員会人権啓発教育課長
近藤真紀子 香川県立保健医療大学教授

第4回（令和2年1月29日）

- ・文部科学省職員向け研修講話
黄光男 ハンセン病家族訴訟原告団副団長

第5回（令和2年2月26日）

- ・これまでの議論の整理について

第6回（令和3年3月4日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置要領改訂について
- ・文部科学省におけるこれまでの主な取組について
- ・今後考えられる取組について

第7回（令和3年4月19日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
佐久間建 都立武蔵台学園府中分教室教諭

第8回（令和3年6月17日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
大高俊一郎 国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長

第9回（令和3年9月30日）

- ・これまでの議論の整理について

視察①（令和元年10月16日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

視察②（令和元年11月20日）

- ・登米市立新田中学校
- ・国立療養所東北新生園

視察③（令和2年2月17日）

- ・国立療養所菊池恵楓園
- ・福岡県教育委員会

視察④（令和2年11月19日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

<主に初等中等教育段階>

① ハンセン病に関する学習に関する教材の充実や活用の促進

- 厚生労働省作成の中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」については、国が作成した教材で安心して授業で活用できる等の評価がある。また、ハンセン病に関する講演等では小学校高学年の反応が良いという意見がある。児童生徒の発達段階に応じたハンセン病に関する人権教育を充実させるため、今後、小学校や中学校における指導事例を周知する。

② ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実

- 教員個人ではなく**教育委員会や学校の組織的なハンセン病に関する人権教育の取組**を促すため、引き続き、各都道府県等の人権教育担当者や人権教育指導者が集まる会議において、**国の施策動向や有用なコンテンツ等に関する情報提供**を図る。
- より**多くの教員がハンセン病に関する実践的な人権教育に取り組める**よう、独立行政法人教職員支援機構において、指導の要点について学ぶことができる**オンライン研修教材の作成・配信**を進める。

<主に高等教育段階>

③ ハンセン病に係る教育に関する各大学の取組の把握と支援

- 大学におけるハンセン病に関する教育において参照・使用できるよう、**ハンセン病に関する教材や、国立ハンセン病資料館をはじめとする教育への協力を要請する国の施設・機関等を取りまとめ情報提供**を行う。
- 大学におけるハンセン病に係る教育の全体的な状況**について**調査・公表**する。※平成30年度大学改革状況調査において実施済み

<ハンセン病に関する学習のための基盤整備>

④ ハンセン病に関する学習のための関連資料等の収集と提供

- ハンセン病当事者の声**は、ハンセン病に関する学習を進める上で説得力のある教材でもある一方、当事者の高齢化やコロナ禍等により、当事者との直接交流には制約があるため、各所で収集している**当事者の映像や声が教育・研修等で活用されるよう周知**を行う。
- 引き続き厚労省・法務省と連携し、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、**中学生向けパンフレット、法務省作成の人権啓発動画及び冊子、国立ハンセン病資料館の学芸員等の講師派遣等**のハンセン病に関する人権教育に活用できる資料等の周知を行う。

今後の取組

- 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」等を通じて、当事者の方々のご意見を伺いながら、更なる取組の充実に向けて引き続き検討を行う。

(検討を通じて出た主な意見)

(共通事項)

- 設置者や国がハンセン病教育の取組を促す姿勢を示せば、各学校は取り組みやすくなる。
- シンポジウムを開催するだけでなく、関係省庁が連携して教員への意識付け等を行い継続的・日常的な取組に繋げていくことが重要。
- 当事者の話は説得力があるが、高齢化が進んでいるため、当事者の声を収録した映像資料を作成することが有効。また、当事者や家族に対する差別について教えることも重要だが、同時に尊厳を失わずに誇りを持って生き向いてきたことに重点を置いて普及啓発を行うことも重要。
- ハンセン病について学ぶことは重要であるが、ハンセン病の問題は入口に様々な人権問題について学ぶきっかけとしても有効。
- 道徳教育と法的責任の自覚を促す人権教育の両方を進め「差別と立ち向かう行動ができる人間」を育てることが重要。
- ハンセンの経験を新型コロナウイルス感染症でも活用するべき。当時ハンセン病は伝染性の恐ろしい病と認識されていたが、今も昔のようにコロナ患者等の人権侵害をしている。ハンセンの学習をコロナ差別の問題に転換することはあり得る。

(主に初等中等教育)

- ハンセン病に関する教材は少なく、国が作った資料は安心して授業で使えるのでありがたい。ハンセン病資料館で教材の貸出も行っているので積極的に活用すべき。
- ハンセン病人権学習に役立つ授業実践例や学習資料等を国がまとめて刊行するべき。
- 研修等でハンセン病に関する知識を学ぶことも重要であるが、実際に「授業の場」に立つことを前提とした実践的な研修がより重要。
- 人権問題というデリケートな課題に対しては、教員個人で対応するのではなく、管理職が指導計画や資料を確認するなど、学校が組織的に対応することが必要。
- 個別人権課題に関する教育をいきなり扱うのではなく、「偏見差別はいけない」「他人に優しく」等のベースとなる部分をしっかりと教えたうえで、個別人権課題を取り扱うことが重要。
- 正しい知識を学んだ子が親に伝え、親の偏見も解消された例もある。学校教育は極めて重要。

(主に高等教育・社会教育)

- ハンセン病は、医療関係者だけでなく一般社会人にとっても人間の尊厳に関する問題を学ぶことができ意義がある。
- 大学のカリキュラム編成の際に学内の合意形成が一番難しい。ハンセン病というテーマには普遍性があることなど国が重要性を位置付けることを期待。
- 講師の選定が難しいため、講師の派遣等に対する支援を期待。
- 子供と保護者、地域の人と一緒に学ぶ公開講座が有効。

生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。ついては、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分に知られるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

1. 生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切に」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

2. 教材・指導の手引きの内容

- ・ 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- ・ 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご注意ください。
- ・ 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

【幼児期】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・ 二次被害について
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応
- ・ SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・ 性暴力の例
- ・ 身近な被害実態
- ・ 性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【中学校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・ 小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。



各段階の教材・指導の手引きは、下記のサイトよりダウンロードできます。教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

3. 教材例

- 各校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

幼児向け 教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

中学生向け 教材例

性暴力とは？

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことです。相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

- 相手がいやがっているのに、性的な言葉を言ったり、体を触ったり、見せつけたりするなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 性別にかかわらず被害にあいます。

体に触る性暴力

体に触らない性暴力

- 悪いのは加害者です。
- 被害にあった人は悪くありません。
- どんな理由があっても性暴力は決して許されません。

小学生（低・中学年）向け 教材例

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？

高校生向け 教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を
大切にす

相手を
大切にす

暴力を
ゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を
撮ったり、送ったりしない

STOP!

相手の下着姿や裸の写真を
送らせたり、SNSに投稿したりしない

STOP!

誰かの性的な写真が送られてきたら、
そのままにしないで
信頼できる人に相談しましょう

STOP!

小学生（高学年）向け 教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいい人なのかな？

SNSで若い人だと思いこんでやりとりしていて、仲良くなってきたから

その人と実際に会ってみることにした！

①

②

③

④

待ち合わせ場所に行ってみたら、出ていた人とまったくちがっていて

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

(※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導)

お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。この冊子には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体を大切にするためのヒントが書かれています。一人で、あるいは知り合いの人と一緒に読んで、今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きている
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

目次

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。

文部科学省では、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、このたび、有識者の意見も踏まえ、教材及び教職員向けの指導の手引きを作成しました。

保護者のみなさまにおかれては、子供の性暴力被害防止のため、「生命（いのち）の安全教育」について、御理解と御協力をお願いいたします。

- 教材及び教職員向けの指導の手引きは、学校等向けに作成したものです。各家庭においても参考にいただければと考えています。性暴力被害に遭った場合の対応や相談先等についても掲載しています。
- 子供が受けた性暴力被害は、大人が早期に気づくことが重要です。本教材等を参考に、日頃から家庭内でコミュニケーションをとることで、被害の早期発見・適切な相談につなげていくことが大切です。

教材の主な内容

【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【特別支援教育】

- ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

「生命（いのち）の安全教育」の各段階の教材・指導の手引きは、以下のURL及びQRコードより閲覧・ダウンロードが可能です。

保護者のみなさんにもお読みいただき、子供の性被害防止に役立てていただけますと幸いです。
文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



もしもお子さんから被害の相談を受けた場合はこちらにご相談ください。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

全国共通番号 # 8 8 9 1（はやくワンストップ）

産婦人科医療（証拠採取・緊急避妊薬の処方等）やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。

(URL) https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html



- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

幼児向け 教材例

みすぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

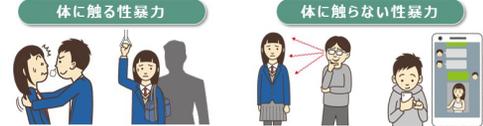


中学生向け 教材例

性暴力とは？

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことです。
相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

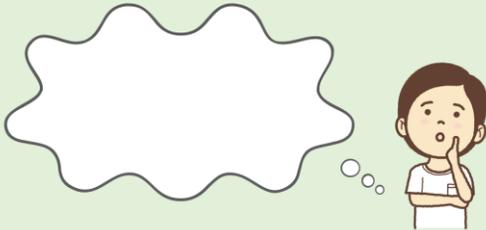
- 相手がいやがっているのに、性的な言葉を言ったり、体を触ったり、見せつけたりするなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 性別にかかわらず被害にあいます。



- 悪いのは加害者です。
- 被害にあった人は悪くありません。
- どんな理由があっても性暴力は決して許されません。

小学生（低・中学年）向け 教材例

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？



高校生向け 教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

- 自分を大切に
- 相手を大切に
- 暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

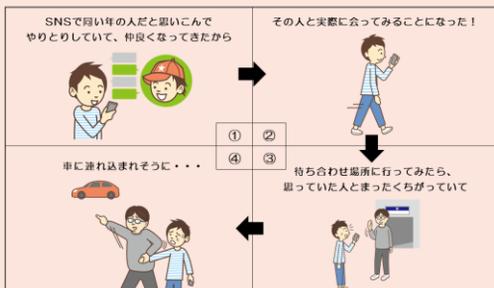
- 自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない
- 相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない
- 誰かの性的な写真が送られてきたら、そのまましないで信頼できる人に相談しましょう



小学生（高学年）向け 教材例

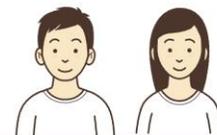
SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らしいしい人なのか？



高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

お互いの心と体を大切にするために —性暴力のない社会に向けて—



誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。この冊子には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きています
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

【委託事業 令和3年度事業開始】

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命（いのち）の安全教育」教材及び指導の手引き等を作成。
- 第5次男女共同参画基本計画を踏まえた「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」において、令和5年度に全国の学校において、地域の実情等に応じた教育を実施することとしている。また、令和4年6月に成立した「AV出演被害防止・救済法」においても、必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとされているところ。

◆ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太2022）」（R4.6.3すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

Ⅱ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（2）性犯罪・性暴力対策

⑤ 生命（いのち）の安全教育の令和5年度全国展開に向けた取組

・・・令和3年度から実施したモデル事業の成果や課題を踏まえ、令和5年度に、全国の小中高及び特別支援学校の各学校において、地域の実情等に応じた教育を実施する。全国展開に向けて、教育委員会における「生命（いのち）の安全教育」を推進する取組を支援する。

令和3年度より、全国の小中高の各学校が地域の実情等に応じて、教育の現場に取り入れる際の参考となる、指導モデルを作成、多様な指導事例の収集・周知・展開を開始。令和5年度においては、これらの取組の一層の強化を通じ、生命（いのち）の安全教育の全国展開の加速化を図る。

<< 学校等における生命（いのち）の安全教育の推進 >>

i) 多種多様な指導モデルの構築

内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引き等を活用した指導モデルを作成する。実践校では、昨今の社会情勢（デートDV、痴漢対策等）、各学校の実情を踏まえた教材のカスタマイズ等による子供たちへの指導の充実や教職員の理解を深めるための研修等を実施。

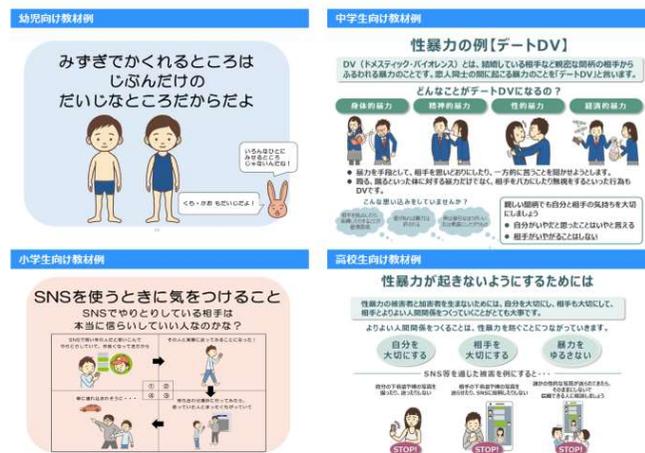
ii) 指導モデルの展開

「i」で構築した、全国の学校等の教育の現場において「生命（いのち）の安全教育」に取り組む指導モデルを中心に指導展開事例等を取りまとめ、周知・展開を図る。

iii) 全国フォーラムの開催

生命（いのち）の安全教育に関する先進的な取組事例の紹介、性犯罪・性暴力対策に関する政府の取組や現状について「生命（いのち）の安全教育全国フォーラム」を開催し、生命（いのち）の安全教育の全国展開を強力に推進。

「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋



The image shows a collage of educational materials for 'Life Safety Education' (生命（いのち）の安全教育). It includes sections for elementary school (小学生向け教材例), middle school (中学生向け教材例), and high school (高校生向け教材例). The materials focus on preventing sexual violence and dating violence (デートDV). Key points include:

- 小学生向け教材例:** Emphasizes not mistaking a date for a friend and recognizing inappropriate behavior. Includes a cartoon of a boy and girl talking.
- 中学生向け教材例:** Defines sexual violence (性暴力) and dating violence (デートDV). Lists types of violence: physical, psychological, sexual, and economic. Includes a cartoon of a girl being harassed.
- 高校生向け教材例:** Discusses how to prevent sexual violence by recognizing one's own strength and boundaries. Includes a cartoon of a girl saying 'STOP!' to a harasser.

生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官

森本 晋也



<動画の構成>

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



消費者教育に関する法律等について

消費者教育の推進に関する法律

(平成24年8月成立、12月施行)

- 与野党の共同による議員立法により成立
- 消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定
- 主な内容
 - ・ 消費者教育及び消費者市民社会の定義、消費者教育の基本理念
 - ・ 国及び地方公共団体等の責務、財政措置
 - ・ 学校、大学等、地域における消費者教育の推進
 - ・ 国の消費者教育基本方針の策定、消費者教育推進会議の設置 (H25.3)
 - ・ 地方公共団体の推進計画策定、消費者教育地域協議会の設置

消費者教育の推進に関する基本的な方針

(平成30年3月20日変更)

- 内閣総理大臣・文部科学大臣が「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を作成し、閣議決定
- 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容等に関する事項を定めるとともに、都道府県・市町村消費者教育推進計画の基本となるものとして作成(平成25～29年度の5年間)
- 変更について、平成30年3月20日閣議決定(平成30～令和4年度の5年間)
- 「当面の重点事項」の一つとして「若年者への消費者教育」を示す

成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－(令和4年3月決定)

- 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議(議長:法務大臣)の下、若年者の消費者教育について検討、平成30年に若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムを策定。
- 令和4年4月からの成年年齢引き下げ後も関係省庁が緊密に連携し、若年者への実践的な消費者教育を推進するため、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁の4省庁関係局長会議において消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定。
- 令和4年度からの3年間の計画として取組を推進。

プランの概要

I 実践的な取組の推進・環境整備

- (1) 高等学校等における消費者教育の推進
- (2) 大学等における消費者教育の推進
- (3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進

2. 若年者に対する広報・啓発(注意喚起・情報発信等)

3. 若年者を支える社会的な環境の整備

II コンテンツの充実・活用の促進

- 動画、教材等のSNS、ウェブサイト・ポータルサイト等を通じ活用促進 等

III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

- 各施策の進捗状況を毎年度フォローアップ
- 進捗状況や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ見直し 等

「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針」に基づく文部科学省の主な対応

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

- ①学習指導要領の趣旨の周知・徹底
- ②実践的な消費者教育等の推進
- ③教員の養成・研修の推進

文部科学省における主な対応

○学習指導要領の趣旨の周知・徹底

・平成29年及び30年に公示された新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、小・中学校及び高等学校の社会科や公民科、家庭科を中心に各教科において内容が充実した消費者教育を推進

※ 高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、生涯を見通した生活における経済の管理や計画、多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導

○実践的な消費者教育等の推進

・消費者教育や環境教育に携わる地方公共団体の担当者、当該関係者並びにNPOや大学及び企業等の関係者の参画による「消費者教育連携・協働推進全国協議会」（消費者教育フェスタ）を開催し、実践的な消費者教育に関するノウハウの共有を図る

○教員の養成・研修の推進

・教員による消費者教育の指導力向上のため、教職課程を有する大学向けに作成している課程認定申請の手引きの関係資料を掲載
・独立行政法人教職員支援機構において作成した「社会への扉」を活用した教員用研修動画の周知を含め、各教育委員会に対して消費者教育に関する現職教員研修の充実を促す

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ①成年となる大学の学生に対する消費者被害防止に向けた指導等

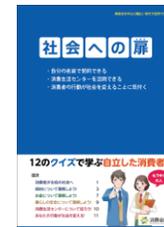
文部科学省における主な対応

○入学ガイダンス時の啓発

・大学に対して、新入生ガイダンスなどにおける周知を含め、新たに成年となる学生に対する指導・啓発の徹底について依頼し、あわせて学内教職員等の消費者被害の防止に関する意識醸成を図る。

その他、文部科学省における主な対応

- 関係省庁が作成した動画・教材について教育委員会等に案内・周知
- 文部科学省における消費者教育の推進に係る取組を文部科学省ホームページに掲載



【消費者庁作成】
左：消費者教育教材「社会への扉」
右：教師用解説書

消費者教育（被害の防止・救済関係）に関する主な内容

（学習指導要領解説抜粋）

○小学校【家庭科】

- ・買う人（消費者）の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないことについて扱い、理解できるようにする。
- ・買物で困ったことが起きた場合には、家族や先生などの大人に相談することや、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにする。

○中学校【技術・家庭科】

- ・消費者被害への対応について・・・誤った使い方などによる被害を防ぐためには、消費者が説明書や表示、契約内容を確認することが重要であることに気付くようにする。
- ・消費者を支援する仕組みがあるのは、消費生活に係る被害を未然に防いだり、問題が発生した場合に適切に対応して被害を拡大させないようにしたりするためであることを理解できるようにする。

○高等学校【家庭科（家庭基礎）】

- ・消費者被害の未然防止につながるよう、悪質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など近年の消費者被害の状況にも触れるようにする。
- ・契約の重要性については、・・・未成年と成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）について理解できるようにする。また、・・・消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その際、・・・クーリング・オフ制度の他、意思無能力者の契約・錯誤・公序良俗違反による契約等、一方的に契約をやめることなど、具体的な救済方法について理解できるようにする。
- ・消費者保護の仕組みについては、・・・消費生活センターについて取り上げ、その役割や機能・・・消費者契約法などの被害救済のための基本的な法規・・・についても理解できるようにする。

○高等学校【公民科（公共）】

- ・契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な活動が行われること、このような多様な契約により様々な責任が生じることについて理解できるようにする。
- ・消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約を扱い、・・・消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解できるようにする。



学習指導要領等
（文科省HP）

1. 学習指導要領における消費者教育の充実

- 平成29年及び30年に公示された学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、引き続き、消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容を更に充実。
- 高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、平成30年度以降の入学生について、学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導。
※高等学校学習指導要領（令和4年度入学生から学年進行で実施）が適用されるまでの間の移行措置

2. 家庭科の履修学年に関する学習指導要領の一部改正 （平成31年3月28日）

令和2・3年度入学生について

- 現行高等学校学習指導要領において、家庭科の科目「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活デザイン」の消費生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

令和4年度以降入学生について

- 高等学校学習指導要領において、家庭科の各科目「家庭基礎」、「家庭総合」の消費生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。



高校生が成年年齢に達する前に、
より充実した消費者教育を学習する機会を確保

学校教育における消費者教育の推進（教員養成等）

1. 教員養成について

- 教職課程では、公民科、家庭科の教員免許状取得に当たって履修する「各教科の指導法」等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、[アクションプログラムの改訂を踏まえた消費者教育の充実について全国の教職課程を置く大学に周知](#)したところ（令和元年6月）。

教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）

現在地点: top > 研修教材 > 校内研修シリーズ > 消費者教育: 校内研修シリーズ No.42

掲載日: 平成30年5月2日 **校内研修シリーズ**

消費者教育: 校内研修シリーズ No.42

— 「社会への扉」を活用した授業展開

ツイート シェア

消費者教育 (坂本有芳氏): 校内研修シリーズ No.42

校内研修シリーズ

後で見る 共有

消費者教育

— 「社会への扉」を活用した授業展開

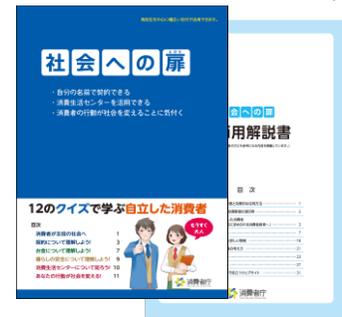
鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授
坂本 有芳

2. 現職教員研修について

- 消費者庁作成した高校生向け消費者教材資料「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促すに当たり、（独）教職員支援機構において、同教材を活用した[消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開](#)、積極的な活用を促している。
- 教職員研修実施に関する主な提言等をまとめた通知を全国の教育委員会に発出し、[「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえた研修の充実を促進](#)（令和3年7月）。

鳴門教育大学における取組例（主に教員養成）

- 地域及び学内の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 大学では、小学校・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。
学部：消費生活論、家庭経営学演習、初等家庭科教育論、初等中等教科教育実践Ⅰ、初等中等教科教育実践Ⅱ、中等家庭科教材論
大学院：生活創造教育（家庭）の教材開発演習
- このほか、外部での講演、学校への出前授業、教員研修などを実施。



社会への扉

— 12のクイズで学ぶ自立した消費者 —

【目的】 成年年齢の引下げが議論されていることも踏まえ、**高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方**や**契約に伴う責任**を理解するとともに、身近な契約等を通じて、**社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。**

P.1~2 導入

消費者が主役の社会へ

生徒用教材

消費生活に関する12のクイズを掲載

契約や消費者トラブル等が身近な暮らしの中に存在することに気付かせる。

P. 3~11

契約について理解しよう！

キャッチセールスのイメージ

グループ学習にも活用できるワークを掲載

ワーク3 なぜ、法律では上のような取引に関してクーリング・オフ制度を定めているのだろうか。

高校生にも身近なインターネットショッピングの注意事項を具体的に掲載

お金について理解しよう！

- ・クレジットカードの仕組み、多重債務、将来の詐欺的投資被害を防ぐための注意を掲載

暮らしの安全について理解しよう！

- ・暮らしに潜む危険の例を紹介し、安全に配慮した行動、再発防止のための行動がとれる消費者になることを促進

消費生活センターについて知ろう！

- ・「高校生が消費生活センターに相談したら」という設定のマンガで紹介

あなたの行動が社会を変える！

- ・消費者トラブルにあった際に行動することが、消費者市民社会の実現につながることを紹介

教師用解説書

生徒用教材に関わる学習指導要領の項目等を示す表

学年	大項目	中項目	事項	必修	選択	選択	選択
高1	(1) 勉学の進め方	目標					
		現代の進取意欲に即した学習の意義	学習の意欲				
		① 個人の専ら志の発現	個人の専ら志				
		② 現代社会と人間としてのせりふ	現代社会と人間としてのせりふ				
高2	(2) 現代社会と人間としてのせりふ	目標					
		現代社会と人間としてのせりふ	現代社会と人間としてのせりふ				
		① 現代社会と人間としてのせりふ	現代社会と人間としてのせりふ				
		② 現代社会と人間としてのせりふ	現代社会と人間としてのせりふ				

消費者教育の必要性についてのメッセージ

- ・消費者教育を実践している **教師・弁護士・消費生活相談員**

育てよう！自立した消費者
～今、高等学校に求められる消費者教育～

- 生徒用教材各ページの解説
- 教師として知っておきたい若年者を取り巻く消費生活に関する情報
- 生徒用教材の「ワーク」「発展」、「プラスα問題」の考え方

公民科、家庭科の指導事例とワークシート例 (ワークシート実物大はウェブサイト掲載)

項目	学習内容	指導上の留意事項
導入	消費生活センターと契約について	ワークシートを配付し、ワークシートに示した契約に関する問題を考えさせ、各自で発表させる。 「社会への扉」を配付し、ワークシートを配付させ、考えを整理させる。承認者が発表できるように促す。
	消費者トラブルの概要について	ワークシートに示した2つの事例から、消費者トラブルが身近な問題であることを理解させる。ワークシートに示した事例から、消費者トラブルの発生原因を追究させる。ワークシートに示した事例から、消費者トラブルの発生原因を追究させる。ワークシートに示した事例から、消費者トラブルの発生原因を追究させる。
展開	消費者トラブルに対する対応について	ワークシートに示した事例から、消費者トラブルの発生原因を追究させる。ワークシートに示した事例から、消費者トラブルの発生原因を追究させる。ワークシートに示した事例から、消費者トラブルの発生原因を追究させる。
	消費生活センターの役割について	ワークシートに示した事例から、消費者トラブルの発生原因を追究させる。ワークシートに示した事例から、消費者トラブルの発生原因を追究させる。ワークシートに示した事例から、消費者トラブルの発生原因を追究させる。

文部科学省消費者教育アドバイザー

消費者市民社会及び持続可能な社会の実現、地域における連携・協働による消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

悩み

? 中学・高校で・・・
授業の中で消費者教育をどのように取り入れ、指導していけば良いのか・・・

どうすれば

? 大学で・・・
学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

分からない

? 地域で・・・
消費者教育の推進の方策が今一つわからないのですが・・・



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

- ! 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ! 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ! 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisha/detail/1339570.htm

消費者教育アドバイザーの派遣



【本件担当】文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係
電話 03-5253-4111(2260、3462)
メール consumer@mext.go.jp

生徒指導提要の改訂について

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）**等について網羅的にまとめたもの。**

生徒指導提要

令和4年12月
文部科学省

文部科学省



改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要**が作成されて以降、**10年以上が経過**。
- 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、**提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化**。
- 「**生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※**」において**生徒指導提要の改訂を検討**。

※座長：八並光俊東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長：新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授

改訂の基本的な方向性

●「積極的な生徒指導」の充実

- ✓ 児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。

● 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

- ✓ 個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。

● 新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

- ✓ 生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、生徒（児童）の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。

※**教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意**。

活用について

● 生徒指導提要改訂版のURL・QRコード

- ✓ URL：
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshido_u/1404008_00001.htm

- ✓ QRコード：右記のとおり。



● 生徒指導提要（改訂版）をデジタルテキストとして活用

- ✓ 教職員や教育委員会等の担当者だけでなく、医療や福祉、警察、司法等多くの学校関係者に読まれ、活用いただくことを想定
- ✓ 法律や通知等の関連情報に容易にアクセス可能

※ホームページにて活用ガイドも公開中。

生徒指導提要の目次構成

第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方

第1章 生徒指導の基礎

- 1.1 生徒指導の意義 (生徒指導の定義と目的、実践上の視点、生徒指導の連関性 等)
- 1.2 生徒指導の構造 (2軸3層4類型 (発達支持・課題予防 (課題未然防止・課題早期発見対応) ・困難課題対応) 等)
- 1.3 生徒指導の方法 (児童生徒理解、集団指導・個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援 等)
- 1.4 生徒指導の基盤 (教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画 等)
- 1.5 生徒指導の取組上の留意点 (児童生徒の権利の理解、ICTの活用、幼児教育との接続、社会的自立 等)

第2章 生徒指導と教育課程

- 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程
- 2.2 教科の指導と生徒指導
- 2.3 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導
- 2.4 総合的な学習 (探究) の時間における生徒指導
- 2.5 特別活動における生徒指導

第3章 チーム学校による生徒指導体制

- 3.1 チーム学校における学校組織 (チーム学校、学校組織 等)
- 3.2 生徒指導体制 (生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌を横断する生徒指導体制、教職員の研修、年間指導計画 等)
- 3.3 教育相談体制 (基本的な考え方、教育相談活動の全校的展開、教育相談の研修、年間計画 等)
- 3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校 (生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント)
- 3.5 危機管理体制 (学校安全、安全教育 等)
- 3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制 (校則、懲戒・体罰及び不適切な指導、出席停止措置 等)
- 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働 (教育、医療、福祉、司法・警察、家庭、地域、NPO 等)

※関係機関の記載に当たっては、児童生徒の触法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導

- ・各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要等について記載。※特定の時点における状況ではなく中長期的な状況につき記載。
- ・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。

- 1) 関連法規・基本方針等
- 2) 学校の組織体制と計画
- 3) 未然防止・早期発見・対応
- 4) 関係機関等との連携体制

第4章 いじめ

第5章 暴力行為

第6章 少年非行 (喫煙、飲酒、薬物乱用を含む)

第7章 児童虐待

第8章 自殺

第9章 中途退学

第10章 不登校

第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

第12章 性に関する課題

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※

※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景 等

公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- < 上限時間 > ① **1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
 ② **1年間の時間外在校等時間について、360時間以内** 等

平成28年度の時間外在校等時間の状況（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）

小学校：月約59時間、年約700時間、中学校：月約81時間、年約1,000時間

時間外勤務が月45時間以下の教職員の割合（5月）（教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査）

平成30年度→令和3年度：小学校：41%→64%（**23%増加**）、中学校：28%→47%（**19%増加**）

少人数学級の推進

- 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備

小学校高学年における教科担任制の推進

- 令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ
- 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進

支援スタッフの配置支援

- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援
- 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）
- 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）

部活動の見直し

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開
- 検討会議の提言を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行（※）と地域のスポーツ・文化環境の一体的な整備を推進
※提言では、令和5年度からの3年間を目標

教員免許更新制の発展的解消等

- 法改正による現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消
- 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施

ICT環境の整備支援

- GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備
- ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開
- ICTを活用した校務効率化を推進するため、専門家会議を設置（R3.12）して検討
- 統合型校務支援システムの導入促進（地方財政措置）

学校向け調査の削減

- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。
※国の定期的な調査件数（H19：34件→R4：26件）
- 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

全国学力・学習状況調査のCBT化

- CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3、R4.2）、事例集作成・改訂（R2.3、R3.3、R4.2）等）

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握を徹底するための環境整備の推進

実施割合（R3.9.1時点）

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	85.9%

● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年度に教員勤務実態調査を実施

中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め検討を実施

部活動の地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について

学校における部活動改革の必要性

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る 最近の取組の経緯

6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言

8月 文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言

8月 関連予算を概算要求

(コーディネーターの配置、運営体制や指導体制の整備、困窮家庭への支援、部活動指導員の配置等)

※令和4年度補正予算案(11月)：地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費
(コーディネーター・指導者の研修会の開催、協議会・説明会の開催、困窮家庭の支援に係るシステム
設置・改修等)

11月 令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する
実践研究事例集 公表(11月1日)

・運動部活動 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00116.html

・文化部活動 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93571801.html>

11月 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)」
の公表(意見募集を11月17日から12月16日まで実施)

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン（案）【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化芸術担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度～令和7年度までの3年間を改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（案）

学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ **合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

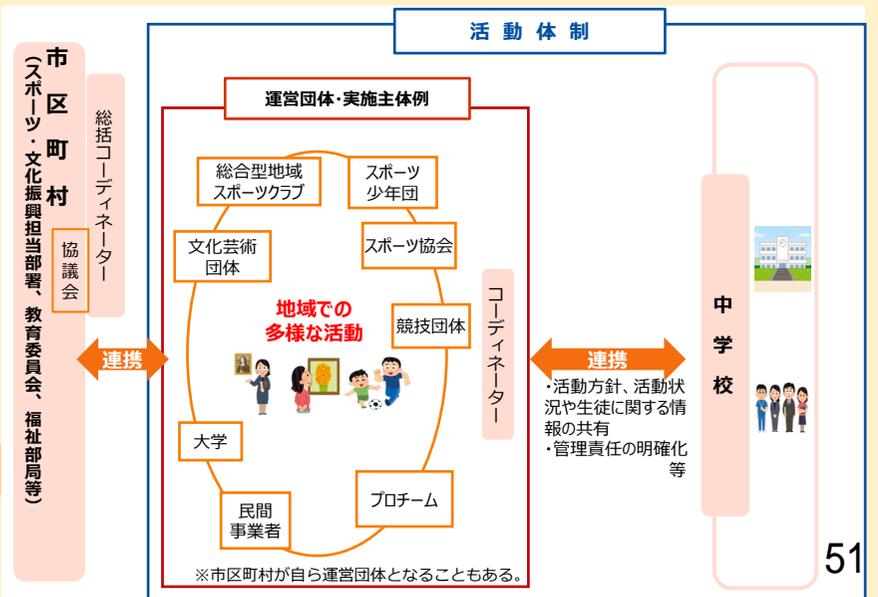
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】**学校と連携して行う地域クラブ活動**
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

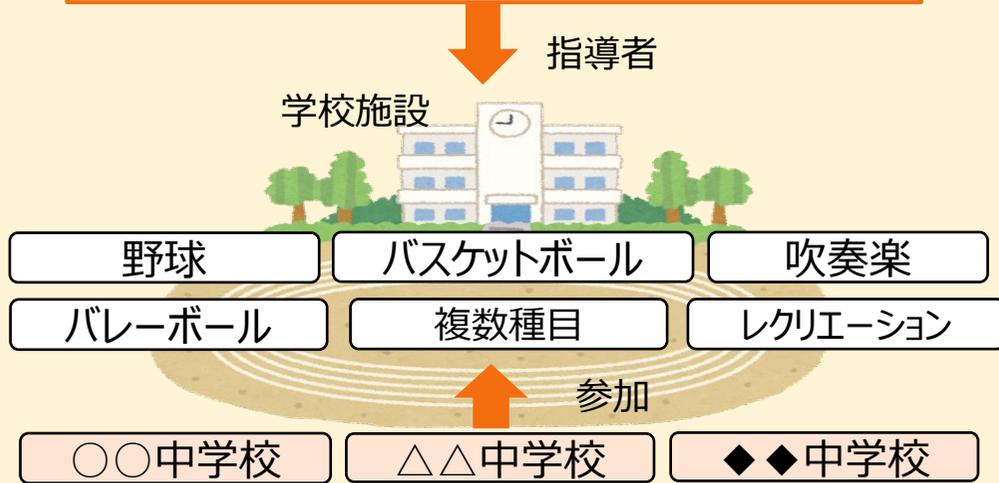
運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



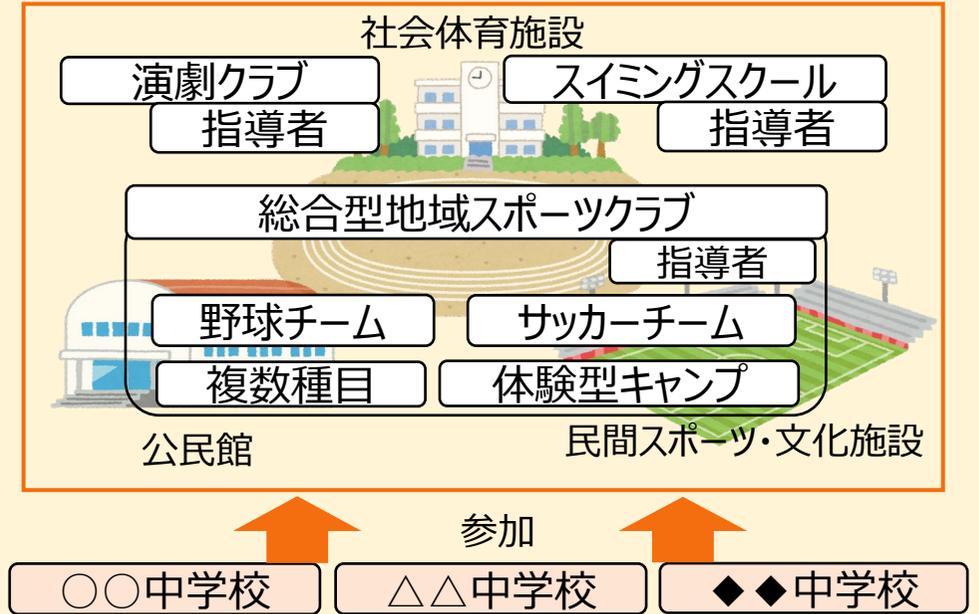
休日の地域クラブ活動

① 地方公共団体が運営団体の場合

市区町村が、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携



② 多様な組織・団体が運営団体の場合



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



部活動改革に係る教師等の兼職兼業について

- 地方公務員である公立学校の教師等は、
 - ①当該教師等が希望する場合であって、
 - ②地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条等の規定に基づき、
 - ③サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には、営利企業等において従事することが可能です。

- 休日の地域部活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である、地域クラブ活動の実施主体の業務に従事することとなるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、当該業務に従事することが可能となります。

- 以下は、公立学校の教師等の兼職兼業に関する考え方や留意点等を整理した通知です。
詳細は当該通知をご参照ください。

[「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）](https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf) (https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf)

（参考）

- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
（営利企業への従事等の制限）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条により、県費負担教職員に対して適用する場合には、「任命権者」は「市町村教育委員会」と読み替えられる。

- 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）
（兼職及び他の事業等の従事）

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三條第二項及び第二十四條第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八條第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

參考資料

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

運動部活動の
意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す

○少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。

○スポーツは、**自発的な参画**を通して「**楽しさ**」「**喜び**」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。

○**地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における**スポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への対応

新たなスポーツ環境	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	大会	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
スポーツ団体等	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討	会費や保険	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
スポーツ指導者	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	学習指導要領等	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
スポーツ施設	・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要



文化庁

※公立中学校等における文化庁活動を対象

文化庁活動の
意義と課題

意義

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの
対応

- 文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行を図る**
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組とする**」旨指摘

目指す
姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。
- 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、**地域における文化芸術の発展を主体的に形成**、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。**部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を**一体的に整備し**、子供たちの**多様な体験機会を確保**。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

改革の
方向性

- まずは、**休日の文化庁活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末**を目標
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の文化庁活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への
対応

<p>新たな文化芸術環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体 ・生徒の状況に適した機会を確保 	<p>大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請 ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援
<p>文化芸術団体等、指導者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討 	<p>会費や保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮する家庭への費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
<p>活動場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策 ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進 	<p>学習指導要領等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

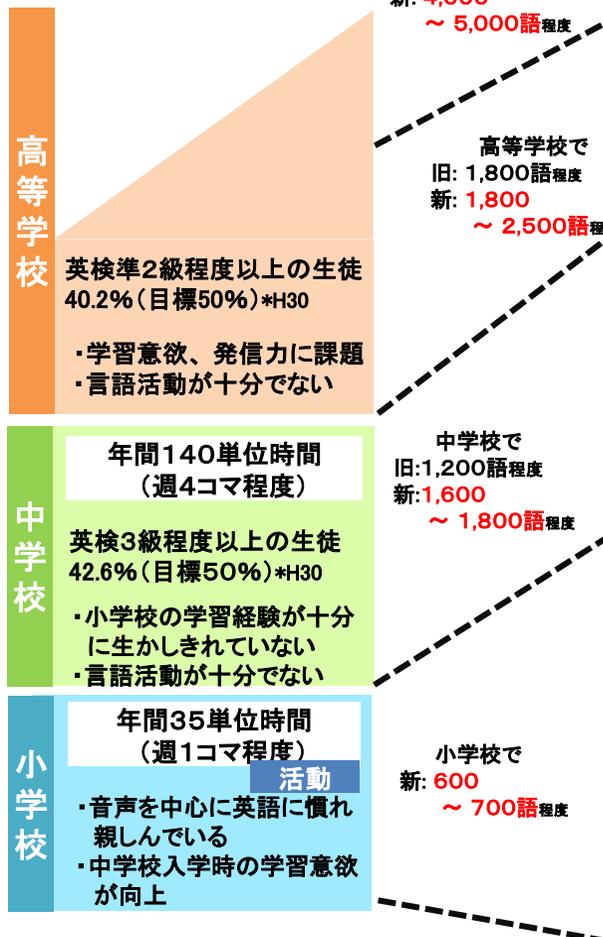
※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

学習指導要領における小・中・高を通じた外国語教育の改善

CEFR※
B2 (英検準1級等)
B1 (英検2級等)
A2 (英検準2級等)
A1 (英検3級等)

旧学習指導要領 (H20・21改訂)

- ・学年が上がるにつれて意欲に課題
- ・学校種間の接続が不十分



現行学習指導要領 (H29・30改訂)

小学校2020(令和2)年度、中学校2021(令和3)年度から全面实施、高等学校2022年度(令和4年度)入学者より学年進行で実施

「英語を使って何が出来るようになるか」という観点から、**小・中・高等学校を通じた5つの領域別(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「やり取り・発表」「書くこと」)の目標を設定**

- ・**5領域を総合的に扱う科目群**(英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ)、**ディベートやディスカッション等を通して発信力を高める科目群**(論理・表現Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)を設定
- ・授業は外国語で行うことを基本(前回改訂より)

年間140単位時間(週4コマ程度)

- ・外国語で**自分自身の考えや気持ちなどを伝え合う対話的な活動を重視**
- ・具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙、表現などを**実際に活用する言語活動を充実**
- ・**授業は外国語**で行うことを基本

5・6年(教科) 年間70単位時間(週2コマ程度)

- ・音声に十分慣れ親しんだ上で、段階的に「読むこと」「書くこと」を加える
 - ・指導の系統性を確保
- (15分程度の短時間学習の活用等を含めた弾力的な時間割編成も可能)

3・4年(活動) 年間35単位時間(週1コマ程度)

- ・「聞くこと」「話すこと(やり取り・発表)」を中心
- ・外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高める



※CEFR：欧州評議会（Council of Europe）が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

免許法認定講習の開設等専門人材育成・確保事業について

背景・課題

外国語が教科化された小学校において、教師の負担を軽減しつつ、質の高い授業を行うことができる指導体制を構築することが喫緊の課題であり、また、小・中・高等学校を通じて、外国語教育に関する専門性が求められる人材の育成・確保に関する取組促進や、より深く多様な専門性を持った外部人材の活用促進が必要。

事業内容

全国的に課題となっている、外国語教育に関する専門性が求められる人材の育成・確保に関する取組を促進するための事業であり、免許法認定講習のような長期的な取組だけでなく、履修証明プログラムのような中長期的な取組、短期集中的な講座等も対象。

小学校外国語の専科指導等を担当しうる 専門性を有する教師の育成

小学校教師が中学校教諭免許状（外国語（英語））を取得するための免許法認定講習等の開発・実施

大学と教育委員会が連携し、小学校英語専科教員として指導ができる人材育成講習の開発・実施

教員養成課程の小学校教師を目指している学生等を対象にした、専門性の高い外国語指導者の養成・確保するためのプログラムの実施

より深く多様な専門性を持った 外部人材の活用促進

特別免許状を授与される者等
(ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な人材等)
が、小学校外国語教育に関わる上で必要と
される資質・能力を養成する講習の開発・実施

免許法認定講習の開設等専門人材育成・確保事業

(小学校外国語のための免許法認定講習等実施事業)

事業規模等

<公募>

- 事業委託先：都道府県及び指定都市教育委員会、
国立大学法人、学校法人
- 事業規模：180万円程度 / 1機関
- 採択件数：15機関
(北海道・東北4機関、関東3機関、中部3機関、近畿1機関、四国4機関、中国0機関、九州・沖縄0機関)

令和4年度
委託事業の場合

留意点

- 免許法認定講習等を開設する場合、申請者において、本事業への申請手続きとは別に、当該事業において実施予定の講習について、文部科学大臣へ認定申請を行う必要があります。
- 認定申請は、講習等の開始の1か月前までに行うこととなっており、本事業への申請前に終了している必要はありません。
- 認定申請に係る詳細については、こちら「[免許法認定講習・公開講座・通信教育](#)」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/010602.htm) 担当：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

スケジュール

- 公募開始：令和4年1月11日(火)
- 公募締切：令和4年2月1日(火) 〳
- 選定：令和4年2月上中旬
- 採択：令和4年2月18日(金)
- 計画書再提出：令和4年3月1日(木) 〳
- 契約締結：令和4年4月1日(金)
- 契約期間：令和4年4月1日(金)～令和5年3月23日(木)

ご注文方法について

東洋館出版社に直接申込み

定期購読
お申込みページ



①東洋館出版社のホームページからの申込み[クレジットカード決済]

インターネットで『初等教育資料』と検索し、東洋館出版社のホームページからお申込み下さい。

年間購読：送料無料で 10%off!

月額課金：お客様のタイミングで申込み・解約ができる!

東洋館出版社ホームページURL: <https://www.toyokan.co.jp>

②FAXでの申込み

下記「FAX申込み記入欄」に、ご注文内容と送品先をご記入いただき、FAX送信して下さい。

郵送されてくる振込用紙を使って、代金をお支払い下さい。お振込みを確認次第、商品を発送いたします。

書店申込み

・貴校でお取引している書店様にてお申込み下さい。

FAX申込み記入欄

下記申込み欄に必要事項をご記入いただき、東洋館出版社にFAX送信してください。
後日郵送する振込用紙にて代金をお支払いください。ご入金確認後に商品を発送いたします。

FAX送信先 03-3823-9208

ご希望の商品にチェックを入れてください。

【定期購読注文】

初等教育資料 (2022年4月号～2023年3月号)

年間定期購読 税込み 7,920円 + 送料 1,800円

【単品注文】 各税込み 660円 + 送料 1,000円

初等教育資料 2022年4月号 教育目標の実現

初等教育資料 2022年5月号 学習評価の課題と改善①

初等教育資料 1000号 未来を拓く子供たちと共に

お届け先

(〒 -)

都道
府県

学校名
or 氏名

電話：

初等教育資料 定期購読のご案内

学校、教育委員会の方々へ届ける文部科学省編集の月刊誌



令和4年度 走り出す 令和の日本型学校教育へ!

「教育目標の実現」「一人一台端末等の効果的な活用」
「学習評価」「幼児教育と小学校教育の接続」
「資質・能力の育成」「情報活用能力」「グローバル化」

初等教育資料を読めば、

学習指導要領のキーワードに基づく授業ができる!



令和4年度年間テーマ：
学習指導要領の趣旨の実現



初等教育資料

学習指導要領に基づいた
より確かな情報を発信する
文部科学省編集の月刊誌

編集:文部科学省教育課程課/幼児教育課
定価:660円(税込み) B5判・平均102頁

令和4年度のテーマは「学習指導要領の趣旨の実現」!

学習指導要領全面実施3年目に当たり、教育活動の更なる改善・充実を図るために、学習指導要領の趣旨を実践において具体化するためのポイントを発信していきます。

特集 I：教育現場における最重要課題を理解するコーナー

- 4月号 教育目標の実現
- 5月号 学習評価の課題と改善①
- 6月号 学習評価の課題と改善②
- 7月号 幼児教育と小学校教育の円滑な接続
- 8月号 特別な配慮を必要とする子供への指導
- 9月号 校内研修の充実
- 10月号 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- 11月号 情報活用能力の育成
- 12月号 GIGA スクール構想のもとでの各教科等の指導①
- 1月号 GIGA スクール構想のもとでの各教科等の指導②
- 2月号 グローバル化する社会に向けた学習活動の展開
- 3月号 子供の学びを支える環境の充実

特集 II：学習指導要領に基づく確かな授業づくりに触れるコーナー

毎月、教科等ごとに学習指導要領に基づく授業づくりの考え方と授業実践を紹介します。メインテーマは、その教科等でいま最も重要課題とされる事柄を教科調査官自身がピックアップして特集します。教科等の確かな理解、最新の教育課題は何か、授業づくりの様々なヒントを得ることができます。

初等教育資料 編集担当紹介 (視学官・教科調査官)



大塚 健太郎
文部科学省教育課程課
教科調査官



小倉 勝登
文部科学省教育課程課
教科調査官



笠井 健一
文部科学省教育課程課
教科調査官



有本 淳
文部科学省教育課程課
教科調査官



齋藤 博伸
文部科学省教育課程課
教科調査官



志民 一成
文部科学省教育課程課
教科調査官



小林 恭代
文部科学省教育課程課
教科調査官



熊谷 有紀子
文部科学省教育課程課
教科調査官



塩見 英樹
スポーツ庁政策課
教科調査官



横嶋 剛
スポーツ庁政策課
教科調査官



浅見 哲也
文部科学省教育課程課
教科調査官



直山 木綿子
文部科学省初等中等教育局
視学官



安部 恭子
文部科学省初等中等教育局
視学官



小久保 篤子
文部科学省幼児教育課
教科調査官

※すべて国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官を併任

1000号記念増刊号も好評発売中!

昭和25年に創刊された『初等教育資料』は、それぞれの時代の要請に応じて様々な変化を遂げる教育界の最新情報を発信し続けてきました。そして2020年11月、ついに1000号の節目を迎え、記念増刊号を刊行しました。

不易と流行を知る!

初等教育の歴史と未来に触れる、必携の1冊

DVD付

●昭和22年以降の学習指導要領・幼稚園教育要領等をデータ収録!



学習指導要領のねらいが知りたい！
授業実践のヒントがほしい！

文部科学省
教育課程課
編集

そんなときは、

中等教育資料

令和4（2022）年度 特集

- 4月号 スタート！高等学校新学習指導要領
- 5月号 学校図書館を活用した授業づくり
- 6月号 STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進
- 7月号 積極的な生徒指導の充実—生徒指導提要の改訂—
- 8月号 主権者として求められる資質・能力を育む教育の充実
- 9月号 地域との協働による教育の推進
—社会に開かれた教育課程を実現する—
- 10月号 1人1台端末等を活用した教育実践①
- 11月号 1人1台端末等を活用した教育実践②
- 12月号 資質・能力の育成に向けた教育活動の充実①
- 1月号 資質・能力の育成に向けた教育活動の充実②
- 2月号 資質・能力の育成に向けた教育活動の充実③
- 3月号 デジタル教科書を活用した授業づくり

をオススメします！

大学の講義や
研究室の書棚にも。

電子版も発売中！（Amazon, 楽天Kobo）

発行者 学事出版株式会社 62
定価 748円（本体680円+税）